

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を
 改正する省令（案）新旧対照表

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年
 厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十三（略） 十四 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソ ブタン―二―イル）―一―（シクロヘキシルメチル）― 一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 十五～二十六（略） 二十七（一H―インドール―三―イル）（二・二・三・ 三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン 及びその塩類 二十八～三十三（略） 三十四 N―エチル―一―（四―メトキシフェニル）プロ パン―二―アミン及びその塩類 三十五 二―（一―オキソ―一―フェニルプロパン―二― イル）イソインドリン―一・三―ジオン及びその塩類 三十六～四十（略） 四十一 二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル ）―N―（二―フルオロベンジル）エタンアミン及びそ の塩類</p>	<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十三（略） （新設） 十四～二十五（略） （新設） 二十六～三十一（略） （新設） 三十二～三十六（略） （新設）</p>

四十二〜五十 (略)
 五十一 二―「二―(シクロヘキシルメチル)―H―イ
 ンダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタン
 酸及びその塩類
 五十二〜六十二 (略)
 六十三 二―(二・五―ジメトキシフェニル)エタンアミ
 ン及びその塩類
 六十四〜八十三 (略)
 八十四 二―(ピロリジン―イール)―(チオフエ
 ン―ニール)ブタン―オン及びその塩類
 八十五〜九十二 (略)
 九十三 一―(四―フルオロフェニル)―二―(ピロリジ
 ン―イール)ヘプタン―オン及びその塩類
 九十四〜百四 (略)
 百五 二―(四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル)
 一―N―(二―フルオロベンジル)エタンアミン及びその
 塩類
 百六・百七 (略)
 百八 N―ベンジル―ペンチル―H―インドール―
 三―カルボキサミド及びその塩類
 百九〜百三十二 (略)
 百三十三 一―「二―(四―メトキシフェニル)シクロヘ
 キシル」ピペリジン及びその塩類
 百三十四 (略)
 百三十五 一―(四―メトキシフェニル)―二―(ピロリ
 ジン―イール)オクタン―オン及びその塩類
 百三十六 (略)
 百三十七 一―「二―(二―メトキシフェニル)―二―フ

三十七〜四十五 (略)
 (新設)
 四十六〜五十六 (略)
 (新設)
 五十七〜七十六 (略)
 (新設)
 七十七〜八十四 (略)
 (新設)
 八十五〜九十五 (略)
 (新設)
 九十六・九十七 (略)
 (新設)
 九十八〜百二十一 (略)
 (新設)
 百二十二 (略)
 (新設)
 百二十三 (略)
 (新設)

「エニルエチル」ピペリジン及びその塩類

百三十八〜百五十四 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一〜四 (略)

五 (略)

<p>(略)</p> <p>インダン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む有する物</p> <p>N―エチル― (四―メトキシフェニル) プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む有する物</p>	<p>(略)</p> <p>元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p> <p>元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p>
<p>二― (一―オキソ―フェニル) プロパン―ニ―イル) イソインドリン―一・三―ジオン、その塩類及びこれらを含む有する物</p>	<p>(略)</p> <p>学術研究又は試験検査の用途 (ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)</p>
<p>一― (四―クロロフェニル) プロパン―ニ―アミン及びその塩類</p>	<p>一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p> <p>二 学術研究又は試験検査の用途 (ただし、第一号に掲げる者における場合を除き</p>

百二十四〜百四十 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一〜四 (略)

五 (略)

<p>(略)</p> <p>インダン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む有する物</p>	<p>(略)</p> <p>元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>一― (四―クロロフェニル) プロパン―ニ―アミン及びその塩類</p>	<p>一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p> <p>二 学術研究又は試験検査の用途 (ただし、第一号に掲げる者における場合を除き</p>

	、かつ、人の身体に 使用する場合以外の 場合に限る。)
(略) 二―(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類 及びこれらを含むする物 二―(二・五―ジメトキ シフェニル)エタンアミ ン、その塩類及びこれら を含むする物 ナフタレン―ーイル(一 ―ペンチル―ーH―ピロ ール―三―イル)メタノン 、その塩類及びこれらを 含むする物	(略) 元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途 元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
(略) 一―(四―メトキシフェニ ル)ピペラジン、その塩類 及びこれらを含むする物 一―「一―(二―メトキ シフェニル)―二―フェ ニルエチル」ピペリジン 、その塩類及びこれらを 含むする物	(略) 元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途 学術研究又は試験検査 の用途(ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場合 以外の場合に限る。)
五―ヨードインダン―二	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途 学術研究又は試験検査 の用途(ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場合 以外の場合に限る。)

	、かつ、人の身体に 使用する場合以外の 場合に限る。)
(略) 二―(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類 及びこれらを含むする物 (新設)	(略) 元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途 (新設)
(略) 一―(四―メトキシフェニ ル)ピペラジン、その塩類 及びこれらを含むする物 (新設)	(略) 元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途 (新設)
五―ヨードインダン―二	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途 (新設)

六
(略)

—アミン、その塩類及びこれらを含む物 (略)	反応を起こさせる用途 (略)
---------------------------	-------------------

六
(略)

—アミン、その塩類及びこれらを含む物 (略)	反応を起こさせる用途 (略)
---------------------------	-------------------